

ショートステイ事業 トワイライトステイ事業 ご利用案内



旭川市こども家庭センター

住所 〒070-0040

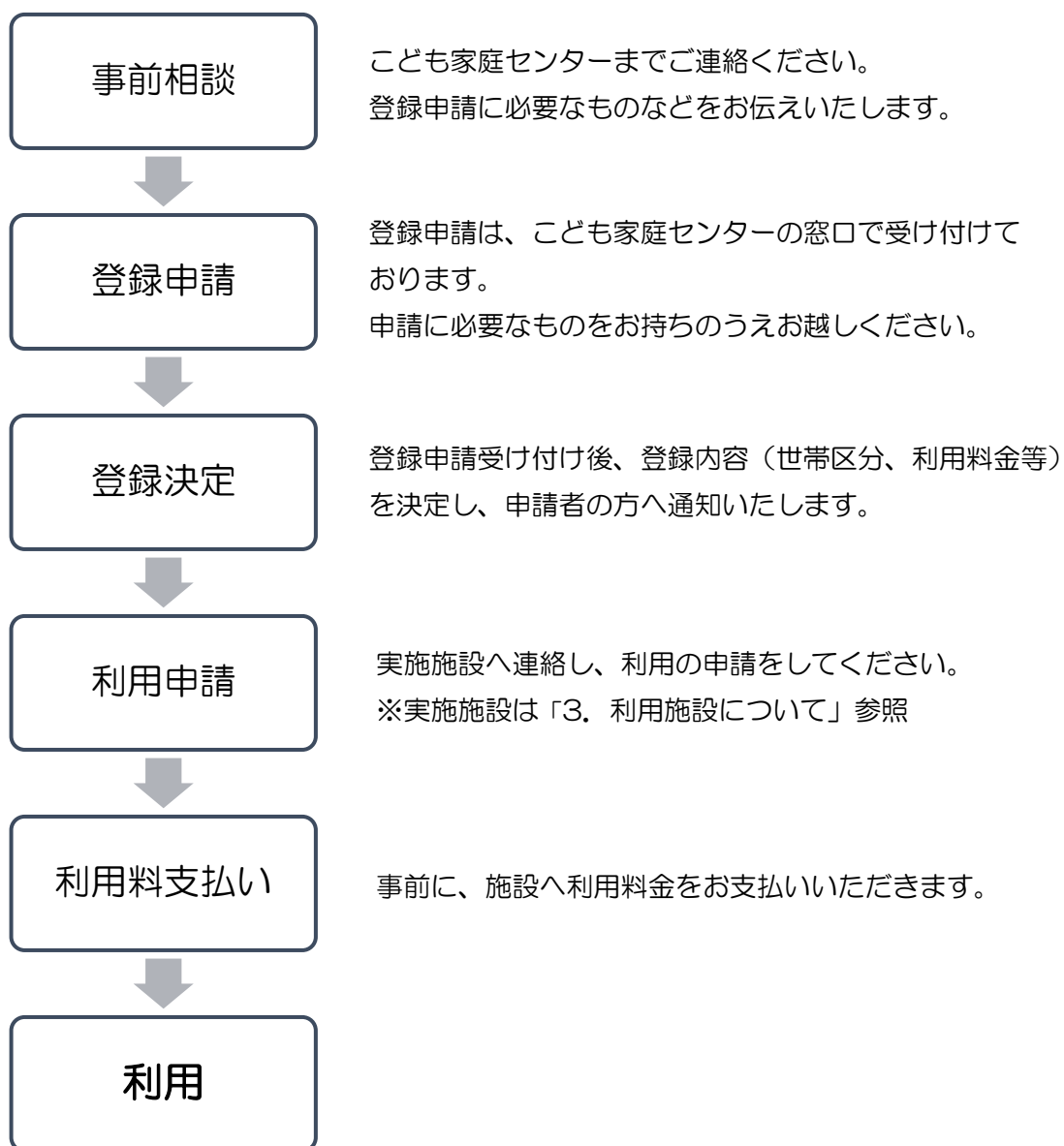
旭川市10条通11丁目

電話 0166-26-5500 (担当係直通番号)

1. 各事業について

	ショートステイ事業	トワイライトステイ事業
利用できる お子さん	<p>○旭川市に居住(※)している、18歳未満の児童であること。</p> <p>○施設での集団生活が可能であること。</p> <p>※旭川市に住民票がある場合等</p>	
事業の概要	<p>保護者の疾病による入院や育児疲れによる養育困難、又は保護者の出産や看護、急な出張によって一時的に家庭での養育が困難となった場合に、お子さんを児童福祉施設で短期間お預かりします。</p> <p>また、児童の養育方法や関わり方に悩んでいる保護者が親子で利用しながら支援を受けられる、親子入所等支援も実施しています。</p>	<p>保護者が仕事等の理由により、平日の夜間や休日に家庭で養育することが困難となった場合に、お子さんを児童福祉施設でお預かりします。</p>
預かり時間	<ul style="list-style-type: none"> ・平日 9:00～17:00 ・宿泊 	<ul style="list-style-type: none"> ・平日 17:00～21:00 ・日曜日・祝日 9:00～21:00 ・年末年始 9:00～21:00
	<p>※平日は、月曜日から土曜日まで。</p> <p>※祝日は、『国民の祝日に関する法律第2条』による休み。</p> <p>※年末年始は、12月30日から1月4日まで。</p>	
日数制限	原則1か月あたり7日以内	制限なし

2. 登録から利用まで



利用の前に必ず登録手続きを行う必要があります。
審査の関係上、登録に時間がかかる場合があります。
利用をお考えの方は、早めに登録の相談をしてください。



3. 利用施設について

登録が完了した方は、下記の施設へ利用申請の連絡をしてください。

施設名	旭川隣保会トキワの森	旭川育児院
施設の種類	母子生活支援施設	児童養護施設
住所	旭川市本町2丁目437番地80	旭川市台場2条2丁目3番45号
電話番号	0166-55-7061	0166-61-4054
利用の受付	利用希望日の3日前から	利用希望日の1か月前から
利用中の 通園・通学	送迎可	送迎不可
年末年始	預かりなし	応相談
駐車場	なし	あり

※ 電話受付時間は、9：00～17：00です。

※ 施設の空き状況や感染症拡大等によって利用の受付ができない場合があります。

4. 利用について

○施設までの送迎は行っておりません。

○ご利用いただく時間は、事前に各施設と調整していただきます。利用日や利用時間の変更は原則受け付けられません。

○施設の職員体制等の事情によって利用希望時間に添えない場合があります。詳しくは各施設にご相談ください。

○緊急連絡先の方がおらず、申請者ご本人がお子さまの急なお迎えに対応できない状況（出張や入院の付き添い等）にある場合は、利用をお受けできないことがあります。

5. 感染症の対応について

○利用開始3日前から利用開始当日までの間に、利用するお子さま、または親子及びそのご家族に体調不良や風邪症状がある場合、利用をお断りすることがあります。

※風邪症状とは、熱・のどの痛み・咳・鼻水等の症状を指します。

○利用開始前に風邪症状がなくても、施設を利用中に体調不良や風邪症状が認められ、施設によって利用の継続ができないと判断された場合は、その時点で利用中止となります。その場合はお帰りいただくこととなりますので、申請者の方または緊急連絡先の方は、お子さんをお迎えに来ていただきますのでご理解ください。

6. 登録手続きについて

新規登録申請は、**こども家庭センターの窓口**で受け付けております。

なお、次に該当する方は申請の際に世帯状況を確認できる書類の写しが必要になりますので、お越しの際はご持参ください。

○ 課税状況を確認するために必要な書類

世帯区分	提出書類	備考
生活保護世帯の方	申請日において有効な 保護手帳等の写し	
非課税世帯の方	申請日の属する年度の 市町村民税課税証明書 等市町村民税の課税状況が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・4月から7月までの申請に当たっては前年度のものとする ・当年1月1日に旭川市に住所を有する場合は、課税台帳の閲覧に同意することをもって提出に代えることができる
その他の世帯の方	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯及び市町村民税の非課税状況を確認できる書類の提出がない場合を含む

○ ひとり親家庭及び養育者世帯であることを確認するために必要な書類

種類	備考
戸籍謄本の写し	申請日から遡って3か月以内に発行されたもので、現況が分かるものであること。
ひとり親家庭等医療費受給者証の写し	申請日において有効な書類であること
児童扶養手当証書の写し	同上
児童扶養手当支給停止通知書の写し	申請日の状況が分かる書類であること
災害遺児手当決定通知書の写し	申請日において有効な書類であること
交通遺児就学等奨励金決定通知書の写し	同上
その他市長がひとり親家庭等であることの確認のために必要と認めるもの	

7. 利用料金について

【ショートステイ事業】

世帯区分		1人1日あたりの単価		
		満2歳未満児	満2歳以上児	親子入所の保護者
A	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯 市民税非課税世帯のひとり親家庭 	0円	0円	0円
B	<ul style="list-style-type: none"> 市民税非課税世帯 市民税課税世帯のひとり親家庭 養育者世帯 (課税世帯・非課税世帯) 	1,100円	1,000円	300円
C	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の世帯 	5,350円	2,750円	750円

【トワイライトステイ事業】

世帯区分		1人1日あたりの単価	
		平日夜間	休日(日曜・祝日)
A	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯 市民税非課税世帯のひとり親家庭 	0円	0円
B	<ul style="list-style-type: none"> 市民税非課税世帯 市民税課税世帯のひとり親家庭 養育者世帯 (課税世帯・非課税世帯) 	300円	350円
C	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の世帯 	750円	1,350円

※ 養育者世帯とは、お子さんの父母以外の方が、そのお子さんを養育（同居・監護、生計維持）する世帯をいいます。

※ 表の料金は日額です。1泊の場合は1泊2日となり、2日分の料金が必要です。

8. 持ち物について

- ・ 利用の際には次のものを持参していただくようお願いしております。
- ・ 着替えやオムツ等は利用日数に応じて必要分を用意してください。
- ・ 衣類等のお荷物には記名をお願いいたします。

【ご用意いただきたいもの（例）】

《衣服》 洋服上下／下着／靴下／パジャマ／上着（温度調節ができるもの）

《洗面用具》 歯ブラシ／歯みがき粉／コップ（歯みがき用）／洗面用タオル／バスタオル
必要に応じてボディスポンジやシャンプーハット等

《その他》 マスク／食事用エプロン／オムツ（紙パンツ）／おしりふき
中靴／ボディーソープやシャンプー（銘柄にこだわりがある場合のみ）
お薬（ご自宅で内服・外用してる場合のみ）／生理用品 等

【お子さんが持ち込みできないもの】

携帯電話／ゲーム機等の通信機器／食品／貴重品（現金等）

※保護者の貴重品の持ち込みについては、自己管理をお願いいたします。

※各施設によって、以上の持ち物以外についてもご用意してほしいものをお伝えする場合がございます。詳しくは利用申込の際にご確認ください。

9. 毎年継続手続きが必要です！

令和7年度から継続手続きが
オンライン申請 になりました！



毎年8月に世帯区分及び利用料金の見直しを行います。

8月以降の利用を希望する場合は、ご利用前に再度お手続きが必要となります。

◎ お手続きの方法

お手続きのご案内等はしておりません。

継続のお手続きは、下記の二次元コードより行ってください。

なお、こども家庭センターのホームページからも申請フォームへお進みいただけます。

◎ お手続きに必要なもの

「4. 登録手続きについて」で示している必要書類をご用意ください。

※スマートフォン等で必要書類の写真を撮っていただき、申請フォームで提出していただきます。

◎ 受付期間

7月からフォームより申請を受け付けます。

8月に利用をお考えの方は、必ず7月中にお手続きを済ませてください。

継続手続きはこちら↓

